

令和5年度 山武市奨学資金貸付募集案内

本市では、市民の教育の機会均等を図るため、経済的理由により修学が困難な方に対して「奨学資金貸付制度」を設けています。

奨学資金の貸付を希望する方は、申請資格や返還方法等を十分理解のうえ、以下により申請してください。

奨学資金の額		募集予定人数
修学金 (大学に入学の決定した方、又は大学に在学する方が修学に必要なとする資金)	月額4万円以内	第1期：3人 第2期：2人
入学準備金 (大学に入学の決定した方が入学に必要なとする資金)	30万円以内	第1期：3人 第2期：2人

1. 申請資格

学校教育法に基づき設置された大学（大学院を除く。）に在学中か入学が決定している方で、次の項目に該当する方

- (1) 申請者の親権者またはこれに代わる方が市内に5年以上居住し、家庭の事情等により、学費の支弁が困難と認められる者。
- (2) 健康で学業に対する意欲があり、大学の修学期間を終了する見込みがあること。
- (3) 学長又は出身学校長の推薦を得られること。
- (4) 奨学資金に類する他の学費の貸与を受けていないこと。
- (5) 申請者の属する世帯において山武市の市税に未納がないこと。

2. 連帯保証人

連帯保証人は、申請者と連帯して債務を弁済する能力のある方が2人必要です。連帯保証人2人の選任は、父母(父母がいない場合それに代わる方)のうち1人と生計を別にする方1人としてください。

また、貸付決定後、連帯保証人に関する書類の提出が必要となります。(後述「5. 選考及び決定(3)」参照。)

3. 連帯保証人の極度額の設定

民法改正（令和2年4月1日施行）により、連帯保証人が想定外の債務を負うことがないように、極度額（保証する上限額）が設定されます。

極度額は、保証金額を明瞭に定めるものであり、山武市奨学資金貸付においての連帯保証人の極度額は、「貸付額に一律10万円を加算した額の総額」となります。

なお、山武市奨学資金貸付申請書において、2人の連帯保証人の極度額の欄については、それぞれ極度額を記入してください。

※山武市奨学資金貸付においての連帯保証人は、貸付額その他、延滞金等を含めた債務を保証することとなります。

4 申請手続

提出書類	①山武市奨学資金貸付申請書（別記第1号様式） ②山武市奨学資金推薦書（別記第2号様式） ③出身高等学校等の調査書又は成績証明書 ④世帯全員の住民票の写し又はこれに代わる書類 ⑤同一世帯で所得のある方全員の収入を証する書類 ※令和4年分 源泉徴収票、確定申告書の写し等 ⑥合格通知書の写し又は在学証明書 ※ <u>上記①②の書類は、教育総務課窓口で配布するほか、市ホームページから様式のダウンロードができます。</u>
提出先	〒289-1324 山武市殿台 279 番地 1（山武市教育委員会庁舎） 山武市教育委員会 教育総務課 総務企画係
申請受付期間	第1期：令和5年2月15日(水)～令和5年2月28日(火) 第2期：令和5年3月10日(金)～令和5年3月27日(月) ※郵送の場合、 <u>第1期、第2期ともに締切日の消印まで有効</u> です。
申請方法	必要書類を上記提出先に持参又は郵送で提出してください。 ※ <u>郵送で提出する場合は、必ず「書留」にしてください。</u>

5. 選考及び決定

- (1) 提出された書類に基づき、「学業成績、人物、家計等」について、教育委員会で慎重に審議・選考し、決定します。（後述「山武市奨学資金選考基準」参照。）
- (2) 選考結果については、貸付審査後速やかに「山武市奨学資金貸付可否決定通知書」により、本人宛に通知します。
- (3) 山武市奨学資金貸付可否決定通知書(貸付け可)を受けた方は、指定する日までに「山武市奨学資金誓約書」に自署し連帯保証人2人連署のうえ、連帯保証人の「確定申告書等の写し」及び「印鑑登録証明書」を添付し提出していただきます。なお、誓約書の提出がない場合は、奨学資金の貸付けを受けることができませんのでご注意ください。

6. 奨学資金の貸付け

- (1) 利息 奨学資金は無利子です。
- (2) 貸付期間 修学金は、貸付決定月から正規の修学期間終了までとします。
※留年しても正規の修学期間のみとなります。
- (3) 貸付方法 銀行振込とします。

種類	期間	貸付月
修学金	4月～6月分	4月
	7月～9月分	7月
	10月～12月分	10月
	1月～3月分	1月
入学準備金		第1期：3月 第2期：4月

※修学金は1年間分を4回に分けて貸付けします。

7. 奨学資金の返還

- (1) 修学金は、卒業又は退学した日の翌月から起算して6月を経過後、貸付期間の2倍の期間内に月賦、半年賦又は年賦の方法により返還していただきます。
- (2) 入学準備金は、卒業又は退学した日の翌日から起算して6月を経過後、5年以内に月賦、半年賦又は年賦の方法により返還していただきます。
- (3) 返還期日の到来前に、本市指定の納入通知書が本人宛に送られますので、その納入通知書で返還してください。

※ 返還期限までに返還しない場合は、返還期限の翌日から完了する日までの日数に応じて、延滞金を徴収します。

8. その他留意事項

- (1) 山武市奨学資金貸付申請書（別記第1号様式）は申請者本人が自書（保護者が自書すべき箇所は除く。）し、「奨学資金貸付希望理由」欄は、具体的な理由を記入してください。
- (2) 提出書類に不備があった場合、期日までに適切に提出されないときは、受付できないことがあります。
- (3) 虚偽の申請等不正な手段で奨学資金を得ようとした場合は貸付けを受けることができません。
また、貸付後に不正が判明した場合は、奨学資金貸付を取り消すとともに速やかに返還していただきます。

山武市奨学資金選考基準

1 選考方針

学校教育法に基づき設置された大学（大学院を除く。）に入学が決定し、又は在学する者で、健康で学業に対する意欲があり、経済的理由により修学が困難と認められる者を選考する。

2 選考基準

(1) 学業成績について

成績平均値（入学が決定した人は、出身高等学校等の全学年の成績平均値）が、原則、「(5段階評価で) 3.0以上あること」を選考の基準とする。

ただし、教育委員会が認める場合はこの限りではない。

※大学に在学中の人は、大学の成績において優、良、可又は点数による成績は、下記の換算に基づき評価します。

【優・良・可】 優... 「5」、良... 「4」、可... 「3」

【点数表示】 100～80点... 「5」、79～70点... 「4」、69～60点... 「3」

※詳細については、教育委員会までお問い合わせください。

(2) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

※提出書類「山武市奨学資金推薦書」の「人物所見」欄の記載内容等に基づき判定します。

(3) 家計について

家計の選考基準は次のとおりとする。

$$\frac{\text{「世帯員全員の所得金額」} - (\text{「特別控除額(注 1)} \times 1.1)}{\text{「収入基準額(注 2)」}} = \text{おおむね 1.0 以下であること (小数第 3 位以下切り捨て)}$$

(注 1)特別控除額表

以下の①から④に該当する場合は、世帯員全員の所得金額から所定の額を控除する。

事情	特別控除額				
① 母子・父子世帯の場合	49 万円				
② 修学者(申込本人を含む。)のいる世帯の場合(修学者 1 人につき)	小学校	9 万円			
	中学校	17 万円			
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国・公立	19 万円	41 万円	
		私立	33	54	
	高等専門学校	国・公立	1～3 年次	28	50
			4・5 年次	40	62
		私立	1～3 年次	54	76
			4・5 年次	66	88
	大学・短期大学	国・公立	67	116	
私立		111	159		
専修学校	高等課程	国・公立	7	18	
		私立	29	39	
	専門課程	国・公立	25	71	
		私立	79	123	
③ 障がい者のいる世帯の場合	障がい者 1 人につき	99 万円			
④ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯の場合	住民税の雑損控除額				

(注 2)収入基準表

世帯	収入基準額	世帯	収入基準額
1人世帯	286万円	5人世帯	617万円
2人世帯	455	6人世帯	650
3人世帯	527	7人世帯	677
4人世帯	572		

※ 世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに27万円を加算する。

「家計」についての算定例

★ 世帯構成(モデルケース)

4人世帯

- ├父(所得 550万円)
- ├母(所得 150万円)
- ├弟(公立高校生・自宅通学)
- └申請者(公立大学・自宅外通学)

★ モデルケースにおける各数値は...

①「世帯員全員の所得金額」 --- 700万円(父 550万円、母 150万円)

②「特別控除額」 ----- 135万円

(注 1)特別控除額表の「修学者のいる世帯」に該当 (控除額)	
公立高校生	19万円
公立大学生	116万円
計	135万円

③「収入基準額」 ----- 572万円((注 2)収入基準額表の4人世帯の額)

★ 家計の選考基準に当てはめてみると...

①「世帯員全員の所得金額」 - ②(「特別控除額」 × 1.1)

③「収入基準額」

$$= \frac{700 \text{万円} - 148 \text{万円}}{572 \text{万円}} = \frac{552 \text{万円}}{572 \text{万円}} = 0.96 \text{(小数第 3 位以下切り捨て)}$$

山武市奨学資金貸付けに関するお問い合わせは

〒289-1324 山武市殿台 279 番地 1

山武市教育委員会 教育総務課 総務企画係 (山武市教育委員会庁舎)

電話 0475-80-1431 FAX0475-80-1400

E-mail:kyoikusomu@city.sammu.lg.jp